

海岸漂着ゴミに対する法整備の現状と地域連携に関する調査研究 九州地方における海ゴミに関する法整備について

Surveillance study about the present condition and inter-regional association of the development of laws to seashore drifting-ashore garbage

About the development of laws about the sea garbage in the Kyushu district

○広瀬紗也加¹, 近藤健雄², 山本和清²

Sayaka Hirose¹, Takeo Kondo², Kazukiyo Yamamoto²

Abstract: In recent years, marine environment pollution by garbage sea has attracted attention worldwide as a global problem. In this study, it is recommended that to understand regional collaboration or have been made about the sea Disposal based on the legislation as well as to understand the nature of legislation in the government to shore management, we propose an effective countermeasure against sea Disposal I is an object of the present invention. Rather than viewed as ex post measures only beach clean the coast waif measures, that they would with a comprehensive approach, including the occurrence suppression of dust, role coastal management, etc., government, mayor, Fumin, regional organizations, etc. I considered under the cooperation and sharing, the need for creating mechanisms to handle the coast waif such as sustainable in accordance with the characteristics coast.

1. 研究背景及び目的

近年、海ゴミによる海洋環境汚染が地球規模の問題として世界的に注目されている。海ゴミは大きく分けると自然から流出する自然物と、我々人間から発生する人口物の2種類があり、これらは海洋に流出すると海流や風によって世界中を移動するため、発生場所や総量など正確な数値が把握出来ない。しかし、アメリカ科学アカデミーが1997年に報告したデータによると、世界で海洋に流出するごみの量は年間600~700万tに達すると推定されている。海ごみの総量は年々増加していると予想されていて、海岸環境の悪化、海岸機能低下等の影響が懸念されている。

また、国によって美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律が定められており、海岸漂着物の処理の責任が不明確、処理しきれない大量の海岸漂着物が各地の海岸に漂着、周辺国や内陸など他の地域に由来するごみが多く地元の海岸の対応では不十分、処理費用がかかるという問題点が挙げられている。

そこで本研究では、海岸管理する行政における法整備のあり方を把握すると共に法整備をもとに海ゴミ処理について地域連携が行われているか把握し、海ゴミ処理に対して地域と連携した仕組みづくりの一助となる知見を得ることを目的とする。

2. 研究方法

本調査では、日本の中でも特に海洋漂着物が多いとされる九州地方7県を対象とし、各県庁の海洋漂着物を取り扱っている部署へ電話によるヒアリング調査を行った。ヒアリングは8月中旬に行った。

3. 調査概要

既往研究では日本沿岸に漂着するごみの量や種類、季節や気象条件による影響を調査していた。

本研究では行政が海ゴミ問題をどのように考え、海ゴミ処理に関して県独自に策定している条例等はあるか、市町村ごとに策定しているものはあるか、海ゴミ処理・発生抑制に係っている市民活動団体等はあるかを文献調査、ヒアリング調査し、今後アンケート調査も加え明らかにしていく。

文献は以下 Table1 に示す。

Table1 Bibliography

福岡県	福岡県海岸漂着物対策地域計画
佐賀県	佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画
長崎県	長崎県海岸漂着物対策推進計画
熊本県	熊本県海岸漂着物対策推進地域計画
大分県	大分県きれいな河岸づくり推進計画
宮崎県	宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画
鹿児島県	鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画

4. 文献調査結果

まず九州地方における海岸漂着物回収量の現状

1 : 日大理工・学部・海建 2 : 日大理工・教員・海建

として Fig 2 に示す。

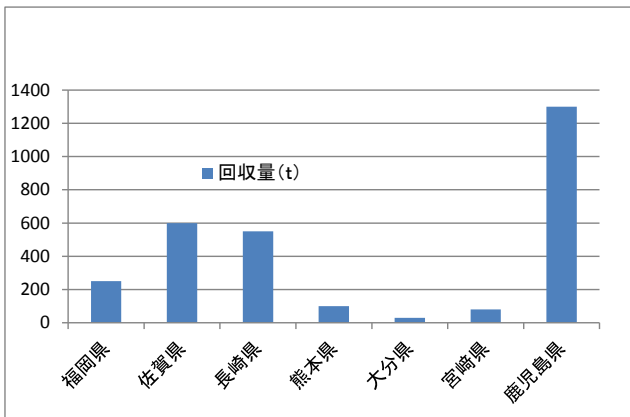


Fig 2 Ocean waif

1 番回収量が多い鹿児島県は海岸線が長いためである。大分県、宮崎県等は内海であるため漂着物が少ないと考えられる。

また海洋漂着物が少ない県はボランティア団体等が多く活動していることが分かった。活動団体の一例を Table3 に示す。

Table3 Private organizations list

長崎県	環境カウンセリング協会、治水砂防ボランティア協会
福岡県	特定非営利活動法人シーサイドクリーンアップ福岡
佐賀県	クリーンアップ全国事務所、環瀬戸内会議
宮崎県	アジア砒素ネットワーク、ジャンプ

5. ヒアリング調査結果

県で定められている条例は、Table1 に示した、法律で定められている海岸漂着物処理推進法に基づいた条例のみだった。市町村ごとに定められているもの等もなかった。しかし、一部の県では他都道府県とは異なった事業を行っていた。

独自に予算措置し事業を実施している県及びその概要

◆佐賀県

- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施)

◆長崎県

- ・GND 基金の対象となっていない海岸における漂流、漂着ゴミの回収、運搬、処分にかかる事業
- ・自然災害を起因とした漂流、漂着ごみの回収、運搬、処分にかかる事業(国等の災害等補助金の交付対象となる場合を除く)

◆大分県

- ・大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業(市町村が行った不法投棄防止対策等事業費を補助するもの)
- ・森と海をつなぐ環境保全推進事業(自治会、NPO 等が行った海岸清掃ボランティアに係る費用を補助するもの)
- ・大分県流木等被害対策緊急防除事業(漁港、港湾等に流入し、漁業等の妨げになる流木等を緊急的、自主的に撤去した際に要した費用を補助するもの)

◆宮崎県

- ・施設の維持管理経費から漂着物処理を実施
- ・海岸清掃を行う団体に軍手等の資材を提供、あわせて事前に届出を行ったボランティアについて保険加入

この調査の結果を見ると、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県は漂着ゴミを減らすために独自の施策を行っているのが分かる。文献調査で明らかになった漂着物回収量と比較すると、大分県、宮崎県には顕著に成果が表れていると考えられる。一方独自の施策を行っていない鹿児島県は地理的な問題も相まって、漂着ゴミの量が他県と比べて膨大な量となっている。

5. まとめ

調査結果により以下のような課題が挙げられる。

- ・漂着物問題において全都道府県が共通意識を持ち、対策推進すること
- ・海岸漂着物対策を海岸清掃だけの事後的対策として捉えるのではなく、ゴミの発生抑制をも含めた総合的な取り組みとしていくこと
- ・海岸管理者等、府、市長、府民、地域団体等の役割分担と連携の下に、海岸特性に応じた持続的な海岸漂着物等を処理する仕組みづくり
- ・対岸諸国からの漂着の未然防止など、国際的な協力体制による取り組み

このような問題を解決していくために、今後さらに日本全国を対象に分析を進めたい。

6. 参考文献

- (社)JEAN 「JEAN 年間活動&クリーンアップキャンペーンレポート」 2011 年
- 秋山翼他 「海岸漂着ごみに関する研究～全国自治体へのアンケート調査～」，日本沿岸域学会，研究討論会 2012 年
- 藤枝繁他 「鹿児島湾における海底堆積ごみの分布と実態」 鹿児島大学水産学部，2008 年
- 環境省 「漂流漂着ゴミアンケート集計結果」 環境省地球環境局環境保全対策課，2008 年